

令和6年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年8月27日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	会計管理者	磯口 みのり
総務課長	山本 定亮	代表監査委員	久松 信治
監査委員事務局長	田中 達男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 5 7 号から議第 8 3 号まで一括上程

(令和 5 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他 2 6 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

市長提出議案

議第 5 7 号 令和 5 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 5 8 号 令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 5 9 号 令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 0 号 令和 5 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 1 号 令和 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 2 号 令和 5 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 3 号 令和 5 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 4 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第 6 5 号 令和 5 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について

議第 6 6 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計決算の認定について

議第 6 7 号 令和 6 年度野洲市一般会計補正予算（第 3 号）

議第 6 8 号 令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 9 号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第 7 0 号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 7 1 号 令和 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議第 7 2 号 令和 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 7 3 号 野洲市表彰条例の一部を改正する条例
- 議第 7 4 号 野洲市人権センター条例の一部を改正する条例
- 議第 7 5 号 野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例
- 議第 7 6 号 財産の譲与について
- 議第 7 7 号 財産の無償貸付について
- 議第 7 8 号 財産の取得について（通学通園バス車両）
- 議第 7 9 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 0 号 令和 5 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 1 号 令和 5 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第 8 2 号 野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議第 8 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（山本 剛）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

開会日ということで、国スポ・障スポのポロシャツの着用にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和 6 年第 4 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、第 3 3 期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第 3 4 期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務

諸表が、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が、それぞれ市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

（日程第1）

○議長（山本 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、荒川泰宏議員、第16番、橋俊明議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（山本 剛） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの30日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの30日間で決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

（日程第3）

○議長（山本 剛） 日程第3、議第57号から議第83号まで、令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他26件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（北脇康久） 朗読いたします。

議第57号令和5年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定9件、議第67号令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）他補正予算5件、議第73号野洲市表彰条例の一部を改正する条例他条例改正2件、議第76号財産の譲与について他その他の案件5件、議第82号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて他人事案件1件。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（栢木 進） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、令和5年度決算の認定10件、令和6年度補正予算6件、条例の改正3件、財産の譲与1件、財産の無償貸付け1件、財産の取得1件、令和5年度未処分利益剰余金の処分3件、人事案件2件の合計27件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

まず、議第57号から議第66号までの令和5年度各会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

議第57号野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は293億3,602万3,325円、歳出決算額は283億9,388万8,832円で、歳入歳出差引額は9億4,213万4,493円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の4,620万1,224円を控除した実質収支額は8億9,593万3,269円となりました。

令和5年度の一般会計決算の特徴を申し上げますと、令和4年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、国による緊急経済対策が実施され、前年度と比較して決算額が増加し、また本市のふるさと納税制度の運営も堅調に進んだことに伴い、非常に大型な決算規模となっています。

歳入では、個人市民税は堅調に推移し、同じく、固定資産税は事業者の設備投資が積極的に行われたことから増加しましたが、一方で、法人市民税において大手企業の業績が大きく不振であったことから減収となりました。その結果、市税全体としては前年度から大幅な減少となっています。

また、寄附金については、ふるさと納税制度の浸透により、本市においては、返礼品人気により堅調に推移した結果となりました。

そして、財政調整基金やまちづくり基金の繰入れと普通建設事業に係る起債の借入れなどの増額により、歳入総額としても、大幅な増加となりました。

歳出では、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業により、子育て世帯の経済的支援などにポイントを置いた事業に取り組むとともに、子どもの通院医療費に係る福祉医療費助成対象を令和5年10月分から中学生までに拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るなど、きめ細かな施策を積極的に推進しました。

ハード面においては、コミュニティセンターみかみの大規模改修工事や新発達支援セン

ター建設工事、ＪＲ甲賀踏切の安全対策、市営永原第２団地４号棟建て替え工事や中主小学校旧館増築工事、総合体育館の改修工事などが完了し、決算総額としては、前年度比で約３０億５，４６６万円の大幅な増額となりました。

次に、議第５８号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は４７億７，４５１万９，０８９円、歳出決算額は４７億４，１９７万３，６１７円で、歳入歳出差引額は、３，２５４万５，４７２円となりました。

なお、歳出の医療給付費の増により、決算総額として前年度比で約４，４４６万円の増額となりました。

次に、議第５９号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は７億４，８０２万８，２１７円、歳出決算額は７億２，９４２万１，２６１円で、歳入歳出差引額は１，８６０万６，９５６円となりました。

なお、決算剰余金のうち１，７９４万１，０００円につきましては、令和６年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっています。

続きまして、議第６０号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は４７億４，６１９万５，２７７円、歳出決算額は４５億７，５８２万９，７８９円で、歳入歳出差引額は１億７，０３６万５，４８８円となりました。

なお、決算剰余金のうち８，６５６万９，７６８円については、国庫支出金負担金等の精算及び一般会計への繰り出しによる返還予定額となっています。

次に、議第６１号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は２，０４７万８，４４５円、歳出決算額は１，７０７万９，５１５円で、歳入歳出差引額は３３９万８，９３０円となりました。

続きまして、議第６２号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は５，８４３万９，５５３円、歳出決算額は５，８３８万３，５８９円で、歳入歳出差引額は５万５，９６４円となりました。

次に、議第６３号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は１億２，０５２万９３３円、歳出決算額は１億２，０５１万４，３４５円で、歳入歳出差引額は６，５８８円となりました。

次に、議第６４号野洲市水道事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が１０億５，６５７万２，９０４円に対し、支出決算額が９億９，９４３万６，７５２円で、収支差引額は５，７１３万６，１５２円の黒字決算となりました。

独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めていますが、物価や電気料金の高騰により、経費が大きく増加し、黒字幅は昨年度から減る結果となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が２億４，１６２万９，３００円に対し、支出決算額が４億９，２７５万８，３３８円で、不足額の２億５，１１２万９，０３８円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをしたものです。

次に、議第６５号野洲市下水道事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が１７億４，４４５万４，９７１円に対し、支出決算額が１４億９，７０７万８，２６３円で、収支差引額は２億４，７３７万８，２６３円の黒字決算となりました。

水道事業と同様、独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努め、将来の更新需要に備えた堅実な経営によるものと見ています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が２億１，８７６万７，６９５円に対し、支出決算額が８億３，３３１万６，５１０円で、不足額の６億１，４５４万８，８１５円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものです。

次に、議第６６号野洲市病院事業会計決算につきましては、まず収益的収入及び支出ですが、収入決算額が３１億３，６２０万１，７３５円に対し、支出決算額が３４億６，６９３万１，８２１円で、不足額の３億３，０７３万８６円は、繰越利益剰余金で補てんをしたものです。

主な要因として、整形外科医師の途中退職や新型コロナウイルス感染症の５類移行等に伴う医業収益の減及び減価償却費等の経費の増によるものです。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が１８億１，００４万５，４７６円に対し、支出決算額が２０億４，５６８万７，７５７円で、不足額２億３，５６４万２，２８１円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものです。

以上、議第５７号から議第６６号までの令和５年度各会計決算の説明とさせていただきます。

次に、議第６７号から議第７２号までの令和６年度一般会計補正予算、特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第67号令和6年度野洲市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに9億5,951万6,000円を増額するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費について、令和5年度一般会計決算剰余金を地方財政法第7条第1項の規定に基づき2分の1以上、財政調整基金に積み立てるため、4億5,000万円を増額し、普通交付税の増額分等を公共施設等整備基金に積み立てるため、4億円を増額します。

民生費では、低所得者世帯支援給付金給付事業費について、令和6年度住民税の決定により、当初見込んでいた住民税均等割非課税世帯等の増加に伴い、支援給付金を追加します。

衛生費では、地域医療政策推進事業費について、令和5年行コ第159号損害賠償請求住民訴訟について、事件終了となりましたので、それに要した弁護士費用として、事務委託料を追加します。

消防費では、機動分隊が安全に救助活動を行えるように、装備品の導入を追加します。

教育費では、中学校施設整備費について、中主中学校の体育館の雨漏れ等の修繕費を追加します。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方特例交付金において、減収補填特例交付金の決定により、592万1,000円を増額します。

地方交付税については、普通交付税の算定結果に基づいて、3億7,448万7,000円を増額します。

国庫支出金については、地方創生臨時交付金として、4,732万円を増額します。

繰入金については、令和5年度の特別会計への繰り出し金額の確定により、精算額として、国民健康保険事業特別会計から583万6,000円、介護保険事業特別会計から4,591万9,000円、後期高齢者医療保険事業特別会計から66万5,000円の繰入れを追加します。

市債については、普通交付税の算定結果に基づき、臨時財政対策債の発行額について、510万8,000円を増額します。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として、4億5,854万3,000円を増額します。

債務負担行為では、野洲こどもの家移転新築工事設計業務の委託について3,260万円を限度額として設定するものです。

次に、議第68号令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ5,893万4,000円を追加します。

補正の主な内容としましては、歳入では、令和5年度の決算剰余金のうち2,080万1,000円を収支調整額として追加する他、諸収入について令和5年度滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴う国保連合会からの返還金、3,792万8,000円を追加するものです。

歳出では、令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算剰余金を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるため、1,200万円を追加する他、令和5年度の滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金4,087万8,000円を追加するものです。

次に、議第69号令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに1,860万6,000円を追加します。

主な補正の内容としましては、令和5年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和6年度に納付するための負担金を1,794万1,000円追加するとともに、令和5年度一般会計から繰入れた人件費等を実績に基づき精算するため、一般会計繰出金66万5,000円を追加するものです。

次に、議第70号令和6年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに1億7,621万1,000円を増額します。

主な内容としましては、歳入では、令和5年度の介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金交付金において、追加交付見込額として774万5,000円を増額する他、繰越金において、令和5年度決算剰余金1億6,536万5,000円を増額するものです。

歳出では、令和5年度の介護給付費・地域支援事業費の確定に伴い、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するため、諸支出金において返還金4,064万9,000円を、一般会計への繰出金を4,613万2,000円増額するものです。

また、基金積立金においては、繰越金を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるため、8,943万円を増額するものです。

次に、議第71号令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、歳入歳出予算それぞれに３３９万７，０００円を増額します。

主な補正の内容としましては、令和５年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として３３９万７，０００円を増額し、歳出として、その同額を墓地公園整備管理基金積立金として増額するものです。

次に、議第７２号令和６年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算それぞれに５，０００円を増額するものです。

主な補正の内容としましては、令和５年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として５，０００円を増額し、歳出として、地域開発事業借換債利子の確定に伴う不用額２０万５，０００円を減額し、一般会計への繰出金を２１万円増額するものです。

議第７３号野洲市表彰条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市民や本市の出身者等、ゆかりの深い人で、スポーツ、文化芸術、学術、その他の分野において、国際規模の競技会等で優れた成績または成果を収めた人の栄誉をたたえ、市民栄誉賞を授与することについて、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第７４号野洲市人権センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、人権センターの附属施設として規定している野洲市子どもの広場について、本年５月３１日に野洲市立野洲第三保育園の民間移管事業者を選定し、当該事業者による保育所施設整備を進めることが決定したことから、この整備の予定地である野洲市子どもの広場を廃止するため、本条例から削除するものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第７５号野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、そのうち都市緑地法の一部改正により、関連する条例において引用する項番号との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日または都市緑地法等の一部を改正する法律附則第１条本文に規定する施行の日のいずれか遅い日から施行します。

議第７６号財産の譲与についてご説明申し上げます。

譲与しようとする財産は、野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る整備計画地に現存する便所及び駐輪場、遊具等の構造物等となります。

これら既存構造物の解体撤去及び処分について、事業者募集要項において決定事業者の

負担とすることを定めていることから、当該事業者において既設構造物等の取壊し及び撤去を行うことを目的に譲与を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第77号財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲第三保育園の民間移管事業者である株式会社アイグランに対し、保育所用地として市有地を貸し付けるに当たり、当該事業者から建設工事期間中については、収益等がないことを理由に、無償貸付けを希望する申出がありました。公立保育所の民間移管という本事業の目的を鑑みて、申出理由には合理性があると認められることから、建設工事期間中に限り、当該市有地について無償貸付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第78号財産の取得について、通学通園バス車両の取得についてご説明申し上げます。

市通学通園バスにつきましては、新規登録後27年を経過し、老朽化しているため更新するものです。

入札の結果、契約金額を2,819万2,530円、契約の相手方を株式会社木村モータースと定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第79号令和5年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和5年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金2億309万2,578円のうち5,000万円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第80号令和5年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和5年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金4億8,317万371円のうち、2億円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のため使用した2億円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第81号令和5年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和５年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金７億２，７１３万３，５３２円のうち、企業債償還のため使用した１億３，９８５万８，１９６円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第８２号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市監査委員の選任につきましては、現委員の久松信治氏の任期が令和６年９月３０日をもって満了します。代表監査委員であります久松信治氏におかれましては、２期８年の長きにわたり監査委員としてその職務にご精励いただきました。誠にありがとうございました。

さて、今回新たに識見を有する者として、野崎和弘氏を選任したいと存じます。

野崎和弘氏につきましては、金融機関での職務経験を有しておられ、その間、支店長をはじめ、審査役、法務コンプライアンスを統括する部署等で活躍してこられました。金融機関で培った感覚と能力を発揮していただけるものと思います。

また、地元自治会長を令和３年度から３年間就任いただき、令和４年度においては野洲学区自治連合会会長としてご尽力いただきました。

以上のとおり、野崎氏は、人格が高潔で地方自治の本旨をよく理解し、財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、公正な方であり、監査委員として適任者であることから、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものです。

なお、任期につきましては、地方自治法第１９７条の規定により４年となっておりますことから、令和６年１０月１日から令和１０年９月３０日までとするものです。

議第８３号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、当市の人権擁護委員９名のうち、１名の人権擁護委員候補者を推薦するものです。

現委員の森清章さんの任期が令和６年１２月３１日をもって満了することに伴い、中川政明さんを推薦するものです。

中川さんは、長年、小学校教諭、教頭、校長を歴任され、人権に配慮した教育に努めてこられました。温厚篤実な人柄で教員としての豊富な経験があり、人権意識にも優れておら

れることから、人権擁護委員として適任と考え、法務大臣へ人権擁護委員として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

なお、任期につきましては、令和7年1月1日から3年間です。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

1か所数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。議第65号野洲市下水道事業会計決算につきまして、支出決算額を「14億9,707万8,263円」と申し上げましたが、「14億9,707万6,708円」の訂正でございます。この1か所の訂正でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛） 次に、議第57号から議第66号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より、審査結果の報告を求めます。

久松代表監査委員。

○代表監査委員（久松信治） 議員の皆さん、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、令和5年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、審査に付されました令和5年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査しましたところ、決算書及び附属書類並びに基金運用状況報告書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認めました。

一般会計では、市税において、固定資産税等の増収もありましたが、法人市民税が前年度に比べ大きく減収となりました。市税全体では、前年度から大幅な減収となったこともあり、財政調整基金から約17億円を繰り入れるなど、厳しい財政運営であったといえます。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、94.9%と前年度から3.1ポイント上昇しています。引き続き、財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられ、行財政改革の取り組みを継続的に進める必要があります。

こうしたことから、行財政運営に当たっては、現下の課題である物価高騰への対応や積極的なDX、GXの推進による地域固有の資源を最大限活用した地域経済の活性化や行政サービスの維持、向上、子ども・子育て施策の強化などに積極的に取り組めるよう、市税

の確実な収納はもとより、ふるさと納税における返礼品の拡大、企業版ふるさと納税、ネーミングライツ事業やクラウドファンディングの活用など、様々な形で自主財源の安定的確保を図るとともに、事業の選択と重点化を進め、メリ張りのある財政構造への転換や公共施設等マネジメントの推進を図り、先人が築いてきた地域の安心と豊かさを次の世代にバトンタッチできるまちづくりの実現に向け努力されることを期待します。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算書及び附属書類の内容を審査しました結果につきましては、共に関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

水道事業会計では、収益を上げるために、特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進められるとともに、常に企業としての経済性を認識し、さらなる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、市民に安心、安全、安定した水の供給に努められることを期待します。

下水道事業会計においては、不明水対策に積極的に取り組むとともに、費用面で、管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれる上、企業債の多額の償還が残っているなど、今後とも経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に取り組まれることを期待します。

病院事業会計においては、経営面では、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、経営合理化に努められましたが、整形外科医師の年度途中退職や減価償却費の増加等の影響から、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた損益は、約2億5,700万円の純損失となりました。新病院への円滑な業務移行のために事業収益の改善が急務であります。今後も医療環境や医療需要は目まぐるしく変化していくことが予想されますが、これらの変化に柔軟に対応できるよう、弾力的で効率的な経営を進められることを期待します。

新病院建設は本市の最重要課題であります。今後も丁寧な説明のもと、市民の期待する新病院の早期開院に向けた取り組みを進められることを願うものです。

最後に、8月5日に実施いたしました令和5年度健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査結果についてご報告いたします。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は7.6%で、昨年度の7.7%より0.1ポイント低下し、早期健全化基準の25%を下回っており、可としました。

将来負担比率は33.8%で、昨年度の23.2%から10.6ポイント上昇しましたが、早期健全化基準の350%を下回っており、可としました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地等整備事業特別会計とも資金不足は発生しておらず、可としました。

なお、詳細につきましては、お手元の「令和5年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、令和5年度野洲市一般会計・各特別会計及び基金運用状況並びに公営企業会計決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第57号から議第66号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、議第57号から議第66号までの議案の審査等を行うため、16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く 16 人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、本会議散会后、委員長の互選を行っていただくため、決算特別委員会を招集いたしますので、第 1 委員会室にご参集願います。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明 8 月 28 日から 9 月 2 日までの 6 日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。明 8 月 28 日から 9 月 2 日までの 6 日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 9 月 3 日は午前 9 時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前 9 時 50 分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年8月27日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 荒 川 泰 宏

署 名 議 員 橋 俊 明